

2017年07月12日

# 意見陳述書

原告ら訴訟代理人

弁護士 河田 英 正

1, 本日陳述の準備書面3は、新安保法制法制定過程における国務大臣、国会議員の閣議決定、法案提出、立法行為等の一連の行動が国家賠償法上の違法行為にあたることをまず明らかにするものです。憲法制定以後、憲法9条をめぐる政府の憲法解釈の変遷がありながらも、憲法9条において集団的自衛権の行使は違憲であるとの確固たる不変の規範が形成されてきました。その状況のなかで、集団的自衛権の行使をその内容とする新安保法制法の立法提案を行い、国民の強い立法反対運動が盛り上がっている中、衆議院での強行採決、参議院での怒号と混乱のなか、実体のない委員会採決などによって法律が形式上成立いたしました。この新安保法制法制定の経過に関与した国務大臣、国会議員の行動は、公務員としての行動規範ないし憲法上の職務義務に違反するものであって、国家賠償法上の損害賠償義務の発生する違法行為であるといえます。その違法行為の具体的事実を本準備書面で述べるものです。

2, 集団的自衛権の行使が憲法違反であるとの政府の見解は、1954年の自衛隊創設以来、その後の国の安全保障問題がクローズアップされた時々的局面においても変わることなく堅持されてきました。いくつか経過を追って例をあげれば、①1954年6月、衆議院外務委員会において下田武三政府委員は「結局憲法で認められた範囲というものは、日本自身に対する直接の攻撃あるいは急迫した危険がない以上は自衛権の名において発動し得ない」②1960年3月、安保改定の際の参議院予算委員会で林修三法制局長官は「外国に行って外国を守るということは、日本の憲

法では認められないのではないか」③ベトナム戦争が本格化し沖縄返還に伴ってだされた72年政府見解「他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は憲法上許されないと言わざるをえない④いわゆるイラク派兵が問題となっていた2001年5月の衆議院において小泉首相は「集団的自衛権を行使することは憲法9条のもとで許容されている必要最小限度の実力行使の範囲を超えている」と述べ、政府の見解は一貫して集団的自衛権の行使は違憲であるとの明確な見解を表明してきました。2004年1月の衆議院予算委員会で安倍晋三議員は内閣法制局に対して「集団的自衛権行使は絶対に認められないのか」との質問を行い、内閣法制局長官、秋山政府特別補佐人は明確にわが国に対する武力攻撃が発生していないのだから許される余地はないと否定の答弁をしています。安倍首相もまさに集団的自衛権の行使が政府見解においても違憲であることは明確に認識していたといえます。

3, 2014年7月1日、内閣は閣議において従来の憲法解釈を変更して「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」との集団的自衛権行使を可能とする安保法制整備の方針を閣議決定しました。集団的自衛権の行使を可能とするためには、元来、憲法改正、とりわけ憲法9条の改正手続を経なければならないのかかわらず、主権者の判断を要件とする憲法96条の憲法改正手続を経ることなく、閣議決定によって憲法の基本原則である恒久平和主義を覆し、憲法擁護義務を負う国務大臣らはその義務に反して憲法の連続性を破壊するまさにクーデターをおこしたのです。そして、2015年5月15日には新安保法制法案が国会に提出されました。

4, この法案の衆議院、参議院での審議は、与党側の強引な国会運営において、憲法の確立した従来の解釈を変更して国の方向を大きく転換させる重大問題であったにも関わらず、強硬な議事運営の連続であり、内容ある審議はありませんでした。2015年6月4日に衆議院憲法審査会で、「立憲主義」をテーマに招致された3名の憲法学者はこぞって集団的自衛権行使を可能にする新

安保法制法は違憲の疑いが強いことを指摘しました。当時のテレビ朝日の憲法学者へのアンケート調査によれば、148人の憲法学者のなかで、合憲の意見を表明したのはわずか4名だけでした。新安保法制法は、憲法違反の法律であることは明白なことでした。7月15日衆議院安保法制特別委員会で、自民・公明両党の賛成で強引に可決され、翌16日には衆議院本会議で強行採決され、ただちに参議院に送付されました。7月28日から参議院安保法制特別委員会で法案の審議が始まりましたが、新安保法制法の立法事実がないことが明らかになっていき、参考人質疑にたった大森政輔元内閣法制局長官は集団的自衛権は、個別的自衛権とは本質的に異なるものであってこれを行使できるとすることは閣議決定でなしうるのではないと断じていました。中央公聴会では濱田邦夫元最高裁判事、小林節慶応大学名誉教授らが意見を述べ、合憲として審議を進めることの問題を鋭く指摘していました。9月16日に開催された地方公聴会においても、この法案を強硬採決することは許されないとの意見がだされたものの、9月17日には安保法制法特別委員会で強行採決がなされ（議事録によると「発言する者多く、議場騒然、聴取不能」となっている）、同日夜に参議院本会議に緊急上程されて審議が始まり、18日には衆議院に安倍内閣不信任決議案などが提出されるなどして野党は抵抗をしましたが、19日未明に国会周辺に多くの人が絶えることなく強行採決に抗議する声が響く中、ついに可決されました。

これが、立憲主義の国での出来事でしょうか、民主主義の国といえるのでしょうか。こうして明白に憲法違反と言われる新安保法制法が成立されたことになったのです。

これを正すことができるのは司法において他ありません。憲法に真正面から向き合った勇氣ある審理と判決を期待するものです。